

ジンバブエ共和国 (Republic of Zimbabwe)

通信

I 監督機関等

1 情報通信技術・郵便・国際宅配サービス省 (Ministry of Information Communications Technology, Postal and Courier Services : MICTPCS)

Tel. : +263 4 703894

URL : <http://www.ictministry.gov.zw/>

所在地 : Linqunda House, Bajer Ave, POB CY825, Causeway, Harare, ZIMBABWE

幹部 : Supa Mandiwanzia (大臣 / Minister)

所掌事務

2013年に従来の情報通信技術省に郵便部門を加えて設立された。情報通信分野では、産業振興、サービス普及に関する政策策定のほか、国営通信事業者の監督を所掌する。

2 ジンバブエ郵便電気通信規制庁 (Postal and Telecommunications Regulatory Authority of Zimbabwe : POTRAZ)

Tel. : +263 4 333032

URL : <http://www.potraz.gov.zw/>

所在地 : Block A Emerald Park, No.30 The Chase, Mt. Pleasant, Harare, ZIMBABWE

幹部 : Alfred Marisa (長官 / Director General)

所掌事務

2001年に電気通信事業者規制機関として設立された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 通信事業者への免許付与
- ・ 料金規制
- ・ 消費者保護
- ・ ユニバーサル・サービス管理
- ・ 電話番号、周波数等希少資源の管理

II 法令

2000年郵便電気通信法 (Act No.4 2000, Postal and Telecommunications Act)

電気通信市場全分野の自由化を前提に、電気通信事業者への免許付与や監督の基準を定め、POTRAZ の設立条件と権限を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

「2000年郵便電気通信法」により、固定電話、移動電話、衛星電話、インターネット接続、専用線等に関するシステムの運用及びサービスの提供に際しては個別免許の取得が必要である。免許種別と免許取得事業者数は以下のとおりで、それぞれに規定の免許取得料のほか、年間売上高 2% の免許管理料の支払が定められている。

- ・ 固定電話：1 件
- ・ 移動電話：3 件
- ・ インターネット接続 A (VoIP 提供可)：11 件
- ・ インターネット接続 B：1 件

国内の電気通信事業者の外資比率は 49% 以下に制限されている。

2 競争促進政策

(1) 自由化

移動体通信市場は 1997 年に自由化され、3 社が市場に参入している。

2001 年に国有独占会社であった郵便電気通信会社 (Post and Telecommunications Company : PTC) が分割され、電気通信部門が固定電話のテルワン (TelOne)、移動体通信のネットワン (NetOne) 等の株式会社として独立した。これと同時に電気通信市場が完全自由化された。

(2) 民営化

2009 年 6 月、政府は国家の抱える負債の軽減手段としてテルワンを含む公共事業体数社の民営化を図ると発表し、2011 年 7 月にインドの MTNL がテルワン株式の 51% までの買収の意思を示したとされているが、2014 年末まで株式の売却は確認されていない。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

「2000 年電気通信法」により、POTRAZ の管理するユニバーサル・サービス基金が設立され、電気通信サービス関連の免許を所有する事業者は、年間収入の 2% を拠出することが義務付けられている。ただし、2014 年の新料金モデルにより、この割合は 0.5% まで引き下げられた。

この基金の 2013 年の活動報告では、ルーラル地域への基盤構築プロジェクト

のうち、600万 USD を投じた 8 地域を対象とする第 1 段階がほぼ終了している。新たな 8 地域を対象とする第 2 段階については、2015 年 7 月にプロジェクトの公募が開始された。この第 2 段階については、プロジェクトの総費用が 2,400 万 USD、うち 600 万 USD が基盤構築、1,400 万 USD が対象地域の 60 校への PC 設置費用とされている。

(2) 電気通信基盤整備

MICTPCS は、2015 年までに国内のユビキタス接続環境を整備することを目標に、以下の基盤整備計画と予算案を発表している。

- ・ 国内主要都市間の光ファイバの敷設及び国際海底ケーブル (EASSy 及び SEACOM) への接続 : 4,250 万 USD
- ・ 隣接国とのインターネット・バックボーン・ゲートウェイ構築 : 19 万 2,000USD
- ・ 無線を用いたラストワンマイル接続の普及 : 41 万 3,000USD

また、POTRAZ は 2014 年 12 月、全土への高速ブロードバンド・サービスの普及を主目標とする国家ブロードバンド計画を策定中であり、2015 年内の発表を計画していることを明らかにした。

ジンバブエでは、特定の地域のみ通信基盤投資が集中しており、その他地域が取り残されている状況である。その現状を改善するため、2012 年からジンバブエ政府は、投資の重複解消を目的とし、通信事業者間での基盤共有を推奨しているが、主要移動体通信事業者のエコネット・ワイヤレス (Econet Wireless) が強硬な反対姿勢を見せている。

4 ICT 政策

MICTPCS は、2013 年に旧省から所掌を引き継いだ際に、2020 年までの「ユビキタス接続を備えた知識ベース社会」の実現を目標に、以下のプロジェクトを発足させた。①学校ごとの ICT ラボ設置、②ルーラル地域へのコミュニティ情報センター設置、③ユビキタス接続のための国家レベルの通信バックボーン構築、④電子政府サービスの充実、⑤国家 ICT 政策の見直し。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「2000 年郵便電気通信法」第 62 条において、ネットワーク上で利用される電気通信機器は、事前に POTRAZ の承認を取得することが規定されている。

V 事業の現状

1 固定電話

テルワンが PSTN 方式では唯一の固定電話事業者である。携帯電話の普及に伴

って固定電話加入者は減少傾向にあったが、2014年には若干の増加が見られた。有線基盤の構築が遅れているルーラル地域では、GSM方式での公衆電話サービスへの期待が高まっているが、テルワンはこの事業からハイパーインフレによる経営基盤の悪化で撤退し、同事業は、エコネット・ワイヤレスが行っている。同社は自社のGSM網でルーラル地域の村落向けのサービスを提供しており、地域の地元企業に回線を再販する「YourFone」サービスを提供している。

2011年からVoIPサービス事業が活発化し、複数の主要ISPがVoIPサービスの提供を開始している。

2 移動体通信

エコネット・ワイヤレス、ネットワン、テレセル (Telecel) の3社が市場に参入している。MVNO参入は2015年6月現在ではまだ行われていない。プリペイド・サービスが中心で、2014年9月には、加入者全体の約98%を占めている。ネットワーク間の接続が困難なため、複数のSIMカードを所有するケースが多い。2009年のSIMカード価格引下げ後、プリペイド・サービスを中心に加入者が激増したが、2011年にカード所有者の実名登録義務が導入され、2014年6月には、各事業者の実名登録のないSIMカードの接続切断措置が義務付けられた。

2009年10月からエコネット・ワイヤレスはW-CDMA/HSPA方式で3Gサービスを開始した。他の2社も2012年1月までに同様のサービスを開始、3社の3Gサービス加入者の合計は、2015年3月には353万である。なお、LTEサービスについては、エコネット・ワイヤレスが2013年8月に開始、2015年3月には主要3都市をカバーしている。

近年成長の著しいサービスにモバイル・マネーがある。2011年3月にネットワンが「OneWallet」、同9月にエコネット・ワイヤレスが「Eco Cash」、2014年1月にはテレセルが「Telecash」を開始した。2014年9月には利用者数が約491万強、代理店数は約2万570、2014年6～9月の取引高が約4億USDと発表されている。

3 インターネット

従来はテルワンが国内のゲートウェイ基盤を一元的に提供していたが、2010～2011年にかけて、同社のほかエコネット、パワテル (Powertel) 等のISPが東部アフリカ光ファイバ海底ケーブル (Eassy)、アフリカ全土の沿岸部と中東・欧州を接続するSEACOM等の海底光ケーブルへの接続を実現し、主要都市間に光ファイバ基幹網を構築した。2014年6月の主要4事業者 (テルワン、エコネット、パワテル、Africom) の光ファイバの長さの合計は6,911kmであった。

ブロードバンド・サービスは、テルワンによる最大速度3MbpsのADSLが3万9,000、エコネット子会社エコウェブ (Ecoweb)、Acquiva等による主要都市でのWiMAX接続が約7,500、その他VSAT、専用線等である。FTTHサービス

も数社が実施している。Wi-Fi 接続もテルワンが 7 都市で導入している。

モバイル・ブロードバンド加入者は 2014 年 9 月に約 605 万に達し、ブロードバンド加入全体の 98% 近くを占めている。

VI 運営体

1 テルワン (TelOne)

Tel. : +263 4 791701

URL : <http://www.telone.co.zw/>

所在地 : 3rd Floor, Harare Main Post Office, Cnr N.Mandela/Julius Nyerere Way Harare, ZIMBABWE

幹部 : Chipo Mtasa (社長 / Managing Director)

概要

1970 年に国有会社 PTC として設立されたが、2001 年 1 月に市場の自由化に伴い株式会社となる。株式はすべて国が所有している。電話のほか、三つの子会社を通して固定通信全般にわたるサービスを提供している。

2 エコネット・ワイヤレス・ジンバブエ (Econet Wireless Zimbabwe)

Tel. : +263 4 486121

URL : <http://www.econet.co.zw/>

所在地 : P.O. Box BE 1298, Belvedere, Harare, ZIMBABWE

幹部 : Douglas Mboweni (代表取締役社長 / Chief Executive Officer)

概要

ナイジェリアに本拠を持つエコネット・グループ傘下で、グループ持株会社の株式所有率は 40.22%。

1998 年に移動電話市場に参入した。初年度で国営のネットワークの加入者数を上回り、2014 年末現在、同市場で第 1 位の地位を保ち、モバイル・マネーでも利用者シェアの 72%、取引高の 98% を占めている。「Buddie」のブランド名で展開するプリペイド・サービスが同社の顧客の大多数を占める。2014 年度の売上高は約 7 億 4,600 万 USD であった。

放送

I 監督機関等

1 メディア・情報・放送サービス省 (Ministry of Media, Information and Broadcasting Services)

Tel. : +263 4 727005

所在地 : Munhumutapa Building, 1st Floor 55 Samora Machel Avenue, Harare, ZIMBABWE

幹部 : Jonathan Moyo (大臣 / Minister)

所掌事務

放送事業に関する法の整備、政策を所掌する。

2 ジンバブエ放送庁 (Broadcasting Authority of Zimbabwe : BAZ)

Tel. : +263 4 797382

URL : <http://www.baz.co.zw/>

所在地 : 1 Pennefather, Media Centre Rainbow Towers Grounds, P.O. Box CY 496, Causeway, Harare, ZIMBABWE

幹部 : Obert Muganura (長官 / CEO)

所掌事務

「2001年放送サービス法」により設立された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 機器の基準に対する諮問受付
- ・ 放送事業免許付与
- ・ 料金・コンテンツ規制
- ・ 児童を含む消費者保護
- ・ 放送用周波数の事業者への割当て及び管理

II 法令

2001年放送サービス法 (Broadcasting Service Act, 2001)

BAZの設立を決定し、放送事業者に対する規制の枠組みを定めている。

III 政策動向

1 免許制度

(1) 概要

「2001年放送サービス法」により、放送サービスの提供には、個別免許の取得が必要である。個人又は法人は、複数の放送事業免許を取得することができない。

(2) メディア所有規制

「2001年放送サービス法」により、放送事業者間、また電気通信事業者及び広告事業者による放送事業者の株式所有は禁じられている。更に、政党あるいは政治団体にも放送局の所有を禁止している。放送事業者への新聞社の株式所有上限は10%である。

2 コンテンツ規制

番組規制

「2001年放送サービス法」は、テレビ放送事業者に対し、全放送時間の30%以上、またプライムタイムにおいては、国内で制作した番組を放送すること、また放送番組の種別ごとにその70%あるいは80%を国内制作番組で占めることと定めている。

3 地上デジタル放送

2012年1月、ジンバブエを含む南部アフリカ開発共同体(SADC)に属する国々は、地上デジタルの伝送方式にDVB-T2を採用することを決定し、移行の目標を2013年12月に定めた。しかしながら、政府は基盤構築資金の不足を主な理由として、2014年1月にこの期限を2015年6月まで延長した。2015年6月には、国境地域でのデジタル移行が行われたものの、再び予算不足のため、最終的な移行は2016年以降になるとの予測が示された。2015年7~8月には、48の送信施設を建設し、また中国から40万台のセットトップボックスを輸入している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送事業者ジンバブエ放送協会(Zimbabwe Broadcasting Corporation : ZBC)が、FMにより4系統のサービスを公用語(英語、ショナ語、ンデベレ語)と14のローカル言語で実施している。2011年11月には、政府系の2事業者Star FMとZiFMが免許を取得し、2012年から全国的な商業放送を実施している。また、公的には認められていないが、複数の独立系ラジオ放送事業者が国外の送信機器を用いてニュースを放送している。

2 テレビ

2014年末で全国のテレビ視聴世帯は167万と推定されている。全国放送を実施しているのは、ZBCの1系統のみで、24時間放送を行っている。また、ZBCは首都及びブラワヨ市のみで「Channel 2」サービスを実施している。

3 衛星放送

2014年末の衛星デジタル放送加入世帯は約14万5,000と推定されている。南アフリカの放送事業者マルチチョイス(MultiChoice)が、アフリカ中南部向けの衛星放送プラットフォームDStvにより、八つの番組パッケージで100チャンネル

ネル以上を配信している。

V 運営体

ジンバブエ放送協会 (Zimbabwe Broadcasting Corporation : ZBC)

Tel. : +263 4 498940

URL : <http://www.zbc.co.zw/>

幹部 : Fidelis Munyoro (取締役会長 / Board Chairperson)

概要

1957年設立の公共放送事業者で、国営のジンバブエ放送持株会社が全資産を所有している。財源は受信料が中心であるが、広告も受け付けている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) ジンバブエ郵便電気通信規制庁 (POTRAZ)

(通信 / I - 2 の項参照)

(2) ジンバブエ放送庁 (BAZ)

(放送 / I - 2 の項参照)

2 標準化機関

ジンバブエ標準化協会 (Standards Association of Zimbabwe : SAZ)

Tel. : +263 4 88 2021

URL : <http://www.saz.org.zw/>

所在地 : Northend Close, Northridge Park, Borrowdale, P. O. Box 2259, Harare, ZIMBABWE

幹部 : E. C. Gadzikwa (理事長 / Director General)

所掌事務

1957年に、政府、地方自治体、民間の代表者数名で構成される理事会が運営する非営利団体として設立され、産業製品についての国内標準の策定及び品質保証を所掌する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

無線周波数は有限な資源であり、合理的、効率的、経済的に利用されるべく、

POTRAZ は以下の周波数管理業務を実施する。

- ・ 周波数管理
- ・ 国家周波数計画、分割・分配
- ・ 周波数割当
- ・ 周波数制御（モニタリング、工学解析）
- ・ 法的執行（監査、調査）
- ・ 無線ディーラー免許付与（Radio Dealership Licensing）
- ・ 行政管理・法的処理
- ・ 周波数政策、周波数アクセス条件・法的執行の策定・実施
- ・ 無線設備の型式認証
- ・ 国際調整
- ・ 国際会議への代表
- ・ 周波数標準の策定・改訂

2 電波利用料

POTRAZ は、免許種類に応じて料金を徴収している。うち、公衆移動無線免許（PMR）が電波利用料の対象となっている。

POTRAZ が徴収する料金（単位：USD）

免許タイプ	申請料	年間免許料	年間周波数利用料
PMR（VHF）	34.5	11.5／無線局	57.5
PMR（HF）	34.5	57.5／無線局	57.5
無線ディーラー	34.5	115	—
航空無線	34.5	184	—
船舶無線	34.5	103.5	—
アマチュア無線	5	11.5	—
型式認証	575	—	—
Wi-Fi ホットスポット登録	10	11.5	—

出所：POTRAZ

3 電波の安全性に関する基準

電磁界への曝露に関する人体への制限値は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界による曝露を制限するためのガイドライン（300GHz まで）」（1998 年）に準拠している。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表（2014年）：

http://www.potraz.gov.zw/files/Zimbabwe_Frequency_Plan.pdf